

スポーツDX調査・実証事業委託業務事業者募集要領

1 趣旨

この要領は愛知県（以下、「県」とする。）が実施する「スポーツDX調査・実証事業委託業務」（以下「本業務」という。）を実施するに当たり、企画提案を広く募集し、総合的な審査により受託者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

2 業務名

スポーツDX調査・実証事業委託業務

3 業務目的

県では、産学官等の連携により、スポーツ分野のイノベーションを推進し、革新的な事業・新サービスの創出や県内外への展開に取り組むことで、スポーツの成長産業化及びスポーツを通じた地域活性化を図る「あいちスポーツイノベーションプロジェクト」を実施し、「スポーツ産業をささえる人材の育成」、「アスリート・スポーツチームの価値向上」、「スポーツと他産業の融合」の3つの柱に基づいて取組を進めてきた。

一方で、改正スポーツ基本法（2025年9月施行）において、ICT活用によるスポーツ推進（スポーツDX）が位置付けられ、地方自治体にも競技力向上やスポーツ実施機会の創出、健康増進といった幅広い領域でデジタル技術を活用した施策展開が求められている。

しかしながら、本県におけるスポーツDXの需要や市場性、導入状況等は十分に把握できていない。

このため、本業務では、スポーツ分野における新サービス創出や社会実装をさらに推進するため、県におけるスポーツDXの有望分野や市場性、事業化可能性等に関する調査・検討を行うとともに、デジタル技術を活用したスポーツコンテンツの実証イベントを開催し、今後のスポーツDX施策及び共創事業の展開に向けた基礎資料を整理することを目的とする。

4 業務内容

「スポーツDX調査・実証事業委託業務仕様書」のとおり

5 業務実施上の注意点

- (1) 企画提案は、1者につき1件とする。2件以上を提出した場合は、すべての企画提案について無効とする。
- (2) 応募資格を有しない者の応募や、提出書類に不備がある場合は受理しない。
- (3) 行政文書開示請求があった場合は、採用となった企画提案書については、開示することとする。不採用となった企画提案書については、応募者の意見を踏まえた上で愛知県が判断する。
- (4) 企画提案の選定は契約の相手方を選定するための手続であり、業務の実施に当たっては、企画提案の内容を基本として、県と受託者が協議の上、実施内容を決定する。

6 業務成果物

- | | |
|---------------------------------|-----|
| (1) 業務報告書（A4 縦、横書き、左綴じ、適宜カラー印刷） | 1 部 |
| (2) 実績報告書の電子データ | 1 式 |
| (3) 記録写真及び関連データ等 | 1 式 |

- (4) その他、本県が指示したもの

※ 電子データは県が指定する形式で作成すること。

7 納品場所

愛知県スポーツ局スポーツ振興課

8 応募資格

以下のすべてに該当する者であることとする。

- (1) 物品の製造等に係る愛知県競争入札参加資格者名簿（令和 8・9 年度）大分類「3. 役務の提供等」に登録されている者であること。
- (2) 宗教活動や政治活動を目的とした団体でないこと。
- (3) 県から、製造の請負、物件の買入れその他の契約にかかる資格停止措置を提案書受付期間に受けていないこと。
- (4) 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成 24 年 6 月 29 日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）」に基づく排除措置の対象となる法人でないこと。
- (5) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること
- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (7) 共同事業体の場合は、すべての団体が上記(1)～(6)を満たしていること。

9 募集期間

2026 年 9 月 11 日（金）から 2026 年 9 月 30 日（水）午後 3 時まで

10 契約条件

- (1) 契約形態

委託契約

- (2) 委託金額限度額

金 17,938,916 円（消費税及び地方消費税を含む）

- (3) 契約保証金

愛知県財務規則 129 条の 2 により、契約金額の 100 分の 10 以上の額とする。

（あるいは、愛知県財務規則 129 条の 3 第 3 号の規定に基づき全額免除する。）

- (4) 契約期間

契約締結日から 2027 年 3 月 26 日（金）まで

- (5) 委託金の支払条件

業務完了後、支払いとする。

- (6) その他

企画提案の内容に基づく見積額は、契約時に至って同じ条件の下で、その額を超えることは認めない。また、提案内容等を勘案して決定するため、委託契約額が見積額と同じになるとは限らない。

本契約は、電子契約（立会人型電子契約サービスを利用して行う契約）又は紙の契約書による契約手続きを選択できることとする。電子契約の詳細については、愛知県の Web ページに掲載されている「電子契約マニュアル」を参照すること。

11 応募方法等

(1) 提出書類

提出書類、様式及び提出部数等は、次表のとおりとする。

様式は、愛知県スポーツ振興課Webページ

(<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/sports/>) からダウンロードのこと。

	提出書類の名称	規格	提出部数
様式 1	企画提案書（表紙）	A4 縦両面	8 部
任意様式	企画提案書（内容）	原則 A4 両面	8 部
様式 2	経費見積書	A4 縦両面	8 部
任意様式 （添付書類）	・提出者の概要が分かる資料（会社パンフレット等） ・直近 2 年間の決算報告書 ・共同事業体協定書の写し、委任状（共同事業体の場合のみ）	原則 A4 両面	1 部
様式 3 様式 4	社会的価値の実現に資する取組に関する申告書※	A4 縦両面	1 部
様式 5	企画提案書の非開示願（必要な場合のみ）	A4 縦両面	1 部

※ 該当する取組の登録証等を所持していない場合は、登録等の事実が確認できる書面（再発行された登録証等又は証明書など）を提出すること。（様式 4 参照）

(2) 企画提案書の内容（任意様式）について

- ・選定委員会におけるプレゼンテーションは、オンラインで開催することから、画面投影しやすい提案書にすること（画面投影できるのは提出書のみ）。
- ・ページ数は 20 ページ以内とすること。
- ・原則 A4 両面とするが、A3 で作成し、折りたたんで A4 とすることは可とする。ただし、A3 1 ページは A4 2 ページに換算する。
- ・事業全体の実施方針、考え方及び各業務の取組内容を具体的に記載すること。
- ・加えて、事業実施体制を説明するものとして、以下の内容を掲載すること。

項 目	提案内容
1. 事業実施体制	・本業務を実施する総括責任者及び業務担当者の氏名、所属・職名、実施体制などについて、詳細に記載すること。
2. 同種事業実績	・本業務に類似または関連する業務の実績がある場合は、過去 2 年間の実績について簡潔に記載すること。 ・なお、記載した実績については、必ず実績を示す書類（契約書写し、検査合格通知等、実績の概要が簡潔にわかるもの）を 1 部提出すること。

(3) 「経費見積書（様式 2）」について

- ・消費税及び地方消費税額抜きの金額（円単位）と、消費税及び地方消費税を含む金額をそれぞれ該当欄に記載すること。
- ・様式 2 に日付、事業者名、代表者名等を記入すること。
- ・経費見積書に記載した金額の明細書を添付すること。
- ・企画提案書とは別綴じとすること。

(4) 提出方法

持参又は郵送（配達証明に限る。）のいずれかとする。

ただし、持参する場合の受付時間は、土日祝日を除く午前 10 時から午後 5 時まで（9 月 30 日（水）は午後 3 時まで）とする。

(5) 提出期限

2026 年 9 月 30 日（水）午後 3 時（必着）

(6) 提出先

〒460-8501（住所記載不要）

名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号（西庁舎 8 階）

愛知県スポーツ局スポーツ振興課スポーツイノベーション推進グループ 山内・磯部

電話 052-954-6817（ダイヤルイン）

(7) 提出書類の取り扱い

- ・提出された書類は返却しない。
- ・企画提案に要するすべての費用は提案者の負担とする。
- ・提出された書類が次項に該当するときは無効となる場合がある。
 - 虚偽の内容が記載されているもの
 - 記載内容や提案内容等が本要領の規定に適合しないもの
- ・提出された書類に関する一切の権利は、県に帰属するものとする。
- ・提出された書類は、必要に応じて複写（県庁内および選定委員会での使用に限る）する。
- ・提出された書類の内容については、提案者の承諾なしに他に利用することはない。
- ・採択を決定した企画提案の内容について、その一部の変更をお願いすることがある。

(8) 説明会の開催

以下のとおり説明会を開催する。出席は応募の必須要件ではない。

ア 日時

2026 年 9 月 16 日（水）午後 3 時～午後 4 時

イ 場所

オンライン開催（Microsoft Teams を使用）

ウ 参加申込方法

以下により電子メールで申し込むこと。

- ・申込期限 2026 年 9 月 16 日（水）午前 9 時まで
- ・件名は「スポーツDX調査・実証事業委託業務の説明会」とし、本文中に次の(ア)～(ウ)を記載すること。

(ア) 貴社（団体）名（個人の場合は、「個人名」として記載してください。）

(イ) 参加者氏名

(ウ) 連絡先（電話番号、電子メールアドレス）

申込先：愛知県スポーツ局スポーツ振興課

電子メールアドレス：sports@pref.aichi.lg.jp

(9) 質疑

本業務に関し質問等がある場合は、様式 6 に必要事項を記載のうえ、2026 年 9 月 17 日（木）午後 3 時までに電子メールで送信すること。質問等への回答は、質問者へ随時電子メールにて送信するほか、2026 年 9 月 18 日（金）までに愛知県の Web ページに掲載する。

- ・メール送信先 sports@pref.aichi.lg.jp

- ・メールの件名

「スポーツDX調査・実証事業委託業務に関する質問」

〔ただし、企画提案書の具体的な記載方法、記載内容及び評価基準に係る質問については、公平性の確保及び公正な選考を行うため、受け付けないこととする。〕

12 選定事業者数

1 者

13 提案の審査・選定等

(1) 選定委員会の設置

企画競争の審査を公正に行い、契約の相手先となる候補者を選定するために選定委員会を設置する。

(2) 審査方法

- ・ 提出された企画提案書をはじめとする書類（以下、「提案書」という。）について、県が形式審査を行った後、選定委員会において審査を行う。
- ・ ただし、5 者以上からの企画提案があった場合は、選定委員会での審査に先立ち、県（スポーツ振興課の職員）において書面による書面選定を行い、上位 4 者程度を選定委員会での審査の対象とする。
- ・ なお、書面選定は選定委員会と同様の基準にて審査する。
- ・ 選定委員会による審査は、提案書及び提案者によるプレゼンテーションにより行う（プレゼンテーションの時間は、1 者約 25 分程度（説明 15 分、質疑応答 10 分）を目安とする）。
- ・ プレゼンテーションは、提案書のみで行うこととし、追加書類は認めない。
- ・ 選定委員会は、10 月上旬にオンライン（Microsoft Teams を使用）で開催する。選定委員会の日時は、提案者に対しメール等により通知する。
- ・ 書面選定及び選定委員会は非公開とし、審査の経過等、審査に関する問い合わせ及び異議申し立てには応じない。
- ・ 必要に応じて追加資料の提出を求めることがある。

(3) 選定基準

審査は、応募資格を満たしている者につき、以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行う。

ア 実施方針及び実施体制

- ・ 本業務の目的を十分に理解し、県の考え方を踏まえた提案となっているか
- ・ 業務を円滑かつ確実に実施できる体制、人員配置となっているか
- ・ 類似業務の実績やノウハウを本業務へ適切に活用できるか

イ スポーツDX調査・検討

- ・ 先進事例調査、市場動向分析、ヒアリング調査等の手法が具体的かつ効果的か
- ・ 本県における有望分野や事業化可能性を整理するための分析手法が適切か
- ・ 2027 年度以降のスポーツDX関連施策につながる成果が期待できるか

ウ デジタル活用によるスポーツコンテンツ実証

- ・ 社会受容性や市場性の把握に関する効果検証方法は適切か
- ・ 会場設計、運営体制及び広報手法が具体的かつ実現可能であり、参加者の確保が見込めるか

エ 費用対効果

- ・ 見積金額は適切であり、提案内容とのバランスが取れているか

オ 社会的価値の実現に資する取組

- ・ 社会的価値の実現に資する取組を実施しているか

(4) 審査結果の通知

審査結果は、2026 年 10 月上旬（予定）に全提案者に対して電子メール及び郵送で通知する。
なお、審査結果は愛知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となるが、委託事業者選定委員会是非公開のため、審査の経過等に関する問合せに応じられない。

(5) 契約

- ア 選定された候補者の委託業務の実施に際し、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではない。また、精算額については、予算の範囲内で実施計画や市場価格等を十分精査し、適正な価格となるよう調整することがある。
- イ 候補者と県は、企画提案の内容を基にして、業務の履行に必要な具体的な履行条件等の協議、調整を行い、協議等が整ったうえで契約を締結する。ただし、協議等が整わない場合は、次点者が、改めて県と協議等を行うこととする。

14 スケジュール（予定）

2026 年 9 月 11 日（金）	募集開始
9 月 16 日（水）午後 3 時	説明会の開催
9 月 17 日（木）午後 3 時	質問等の提出期限
9 月 18 日（金）	質問等への回答の公表
9 月 30 日（水）午後 3 時	企画提案書等の提出期限
10 月上旬	選定委員会の開催・受託者の決定
10 月上旬	契約
2027 年 3 月 26 日（金）	業務完了

15 その他

- (1) 企画提案書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式任意）を提出すること。
- (2) 次の各号に該当した場合、応募者は失格になる場合がある。
 - ・ 提出書類に明らかな不備、虚偽の内容がある場合、若しくは指示事項に違反した場合
 - ・ 県職員又は企画競争関係者に対して、企画競争に係る不正な接触の事実が認められた場合

16 問合せ先

〒460-8501（住所記載不要）

名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号（西庁舎 8 階）

愛知県スポーツ局スポーツ振興課スポーツイノベーション推進グループ 山内・磯部

電話 052-954-6817（ダイヤルイン）

メール sports@pref.aichi.lg.jp

別紙1

経費支出基準

(1) 対象経費

本業務の実施に必要な以下の経費を対象とする。

ア 人件費

本業務の実施に従事する者の人件費

(調査・分析、ヒアリング、意見交換会、実証イベントの企画・運営、効果検証、報告書作成等)

イ 旅費

調査、ヒアリング、打合せ、事例調査その他本業務の実施に必要な出張旅費

ウ 需用費

報告書、会議資料、広報物等の印刷製本費、消耗品費その他本業務の実施に必要な物品購入費

エ 役務費

通信運搬費、保険料その他本業務の実施に必要な役務の提供を受けるための経費

オ 使用料及び賃借料

会場借上料、機材レンタル料、設備使用料その他本業務の実施に必要な使用料及び賃借料

カ コンテンツ実施費

実証イベントにおけるコンテンツ使用料、コンテンツホルダーへの支払その他実施に必要な経費

キ 会場設営・運営費

会場装飾、設営・撤去、運搬、受付運営、安全管理その他イベント運営に必要な経費

ク 広報費

広告掲載費、広報物制作費、PR活動費その他参加者募集及び事業周知に必要な経費

ケ 調査・分析費

市場調査、データ分析、アンケート集計、効果検証その他本業務の目的達成に必要な調査研究に係る経費

コ 再委託費

本業務の一部を再委託する場合に必要な経費

(再委託する場合は、事前に県の承認を得ること。)

サ 一般管理費

上記経費を除く、本業務の実施に必要な一般管理経費

シ 消費税及び地方消費税

上記経費に係る消費税及び地方消費税

(2) 対象外経費

次に掲げる経費は対象外とする。

- ・ 受託者の通常の事業活動に係る経費
- ・ 本業務との関連性が認められない経費
- ・ その他県が不適当と認める経費